

## 商法 Chapter 4

Date  
/Date  
/Date  
/

会社の計算に関する次の記述のうち、会社法の規定に照らし、正しいものはどれか。

- 1 株式会社の資本金の額は、会社法に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額とされる。
- 2 取締役会設置会社においては、原則として、取締役会の決議によって資本金の額を減少することができる。
- 3 株式会社が資本金の額を減少する場合であっても、当該株式会社の債権者は、当該株式会社に対し、資本金の額の減少について異議を述べることができない。
- 4 株式会社の純資産額が1,000万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができない。
- 5 剰余金の配当により株主に交付される金銭等の帳簿価額の総額について、会社法上、制限は設けられていない。

正解  
1

## [株式会社総論] 会社の計算

### 1 正しい

株式会社の**資本金の額**は、会社法に別段の定めがある場合を除き、設立又は株式の発行に際して**株主となる者**が当該株式会社に対して**払込み**又は**給付をした財産の額**とされる（会社法445条1項）。

### 2 誤り

株式会社が**資本金の額を減少**する場合には、原則として、株主総会の**特別決議**によって、資本金の額の減少にかかる事項を定めなければならない（同法447条1項、309条2項9号）。

### 3 誤り

株式会社が**資本金の額を減少**する場合には、当該株式会社の**債権者**は、当該株式会社に対し、**資本金の額の減少について異議**を述べることができる（同法449条1項）。

### 4 誤り

株式会社の**純資産額が300万円を下回る**場合には、**剰余金の配当をすることはできない**（同法458条、453条）。

### 5 誤り

剰余金の配当により**株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額**は、剰余金の配当がその効力を生ずる日における**分配可能額を超えてはならない**とされており（同法461条1項柱書、同項8号）、剰余金の配当に関して一定の制限が設けられている。これは、**一定額以上の会社財産の維持を義務づけ、会社債権者を保護**する趣旨である。

以上により、正しいものは**肢1**であり、正解は**1**となる。